

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びと育ちを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。子どもたちの豊かな学びと育ちや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

一方、義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、子どもたちの豊かな学びと育ちを保障するための条件整備は不可欠である。

また、2021年3月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられたことに加え、中学校においても、2026年度から引き下げることとなっている。今後は、高等学校においても早期実施を図るとともに、よりきめ細かな教育活動を実現するために、小中学校における学級編制標準の更なる引き下げと少人数学級の実現が求められる。子どもの豊かな学びと育ちを保障するための条件整備が不可欠であるとともに、実効性のある働き方改革を実現するためには、自治体による「業務の3分類」などの施策に必要な財政措置の充実も強く求められている。

こうした観点から、下記事項が実現されるよう強く要望する。

記

- 1 学校の加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。また、これに係る必要な財政措置を講じること。
- 2 教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を拡充すること。
- 3 部活動の地域移行を更に進めるため、財政的措置等を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月20日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} あて

三木市議会議長 大 眉 均